

議案第74号

東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年東近江市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年東近江市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第35条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加え、「子どもの数」を「子ども」に、「同号又は同条第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「こどもの数」を「子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。